

○習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年3月31日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の名称、所在地及び施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 申請をすることができる団体の資格
- (5) 申請期間
- (6) 申請の方法
- (7) 第4条の選定基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に、指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添付して、申請期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 団体名、代表者名及び団体所在地
- (2) 施設の管理運営を行うに当たつての経営方針及び意欲
- (3) 施設の管理運営体制
- (4) 個人情報保護の措置
- (5) 緊急時の対応
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理に関し必要な事項

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、次に掲げる選定基準に照らし審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 指定管理者の指定をしようとする公の施設について、市民の平等な利用を確保することができること。

(2) 前条の規定により提出された事業計画書に沿った当該施設の管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。

(3) 事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

2 指定管理者の選定に当たっては、指定管理者の指定を地方自治法第92条の2、同法第142条(同条が準用される場合を含む。)又は同法第180条の5第6項に規定する請負又は主として同一の行為とみなした場合に、これらの規定に抵触することとなる者を候補者として選定することができない。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、申請すべき者を指名することができる。

(1) 当該施設の性質、目的、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。

(2) 公募に対し申請する団体がないとき。

(3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認めるとき。

(4) 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。

(5) 指定管理者の指定を受けた団体の指定を取り消したとき。

2 前項の規定により指名された者は、市長に第3条に規定する申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定管理者の候補者を選定しようとするときは、前条に規定する選定基準による審査を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、

地方自治法第244条の2第6項の議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、第1項の議案が議会において否決されたときは、速やかに当該候補者を指定管理者に指定しない旨の通知をするものとする。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定の期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 事業報告に関する事項

(4) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用の状況

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その

管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、
実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が第7条に規定する協定を締結しないとき、前条
の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定
管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り
消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが
できる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若し
くは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその
賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止に
ついて準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定
により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一
部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなつた公の施設の施設又は設備
を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、
この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は
設備を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を市に賠償しな
なければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部
又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、習
志野市個人情報保護条例（平成10年条例第22号）第11条第2項及び第3
項に規定する義務を遵守しなければならない。

(教育委員会の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、

第 2 条から第 1 1 条までの規定及び次条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(習志野市個人情報保護条例の一部改正)

2 習志野市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]